技能講習の講習科目、時間と受講資格
（高所作業車運転技能講習）

別表１

講習科目 ＼ 講習時		一般　講習	一部免除者	
		17時間	14時間	12時間
学科講習	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5	5	5
	原動機に関する知識	3	―	―
	運転に必要な一般的事項に関する知識	2	2	―
	関係法令	1	1	1
	小計	11	8	6
実技講習	作業のための操作	6	6	6
	小計	6	6	6
合計		17	14	12
所要日数		3日	2日	2日

講習時間	受　講　資　格
17時間	・未経験で他の資格を持っていない者。
14時間	・建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者 ・道路交通法第84条第３項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、準中型自動車免許、、中型自動車免許、又は普通自動車免許を有する者 ・フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者
12時間	・移動式クレーン運転士免許を受けた者又は 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者